

# 第61号 山田町復興まちづくり かわら版

発行・編集 山田町役場復興企画課

## 生活に関わるお金のことについて相談会を開催します

ファイナンシャルプランナー（生活に関わるお金の専門家）の個別相談会を、下記により開催します。

ファイナンシャルプランナー（FP）とは、生活に関わるお金（預貯金、年金、不動産、税金、住宅ローン、生命保険等）の事について、幅広く相談に応じてくれる専門家です。

- ▶ 住宅を建設するか、賃貸住宅にするか、災害公営住宅にするか迷っている
- ▶ 自分に合った住宅ローンの組み方や注意点を知りたい ▶ 住宅ローンを払っていきけるか心配
- ▶ 仮設住宅を出た後の生活が心配 ▶ 家を再建したが生活が苦しい
- ▶ 老後の生活設計が不安

上記のようなお悩みがある方は、お気軽にご相談ください。

相談の際は、家計の収支が分かる書類（年金定期便、年金証書、家計簿、源泉徴収票など）をお持ちになると便利です。メモ等でも構いません。

開催日	時間	場所
平成29年6月19日（月）	10:30～15:30	中央コミュニティセンター 2階相談室

【ご予約・お問い合わせ】

宮古地区被災者相談支援センター ☎0120-935-750 ※予約をお願いします。

## UR都市機構山田復興支援事務所の移転について

UR都市機構より、事務所移転のお知らせです。

現在、中央町にある山田復興支援事務所が、右図の通り、平成29年6月5日（月）より、大沢へ移転します。

なお、電話・FAX番号は変わりません。

【移転先】

住所：山田町大沢6-3-3  
TEL：0193-82-2165  
FAX：0193-82-2166



## 応急仮設住宅の供与期間について

このたび、国と岩手県の協議により、山田町で被災された方について、応急仮設住宅の入居期間が、原則として7年をもって終了する方針が予定されておりますので、お知らせします。

ただし、一定の要件に該当する方は、届け出をしていただくことで**特定延長**として応急仮設住宅の供与期間の延長が認められます。特定延長の要件に該当しない場合、期限までに応急仮設住宅を退去していただくことになります。

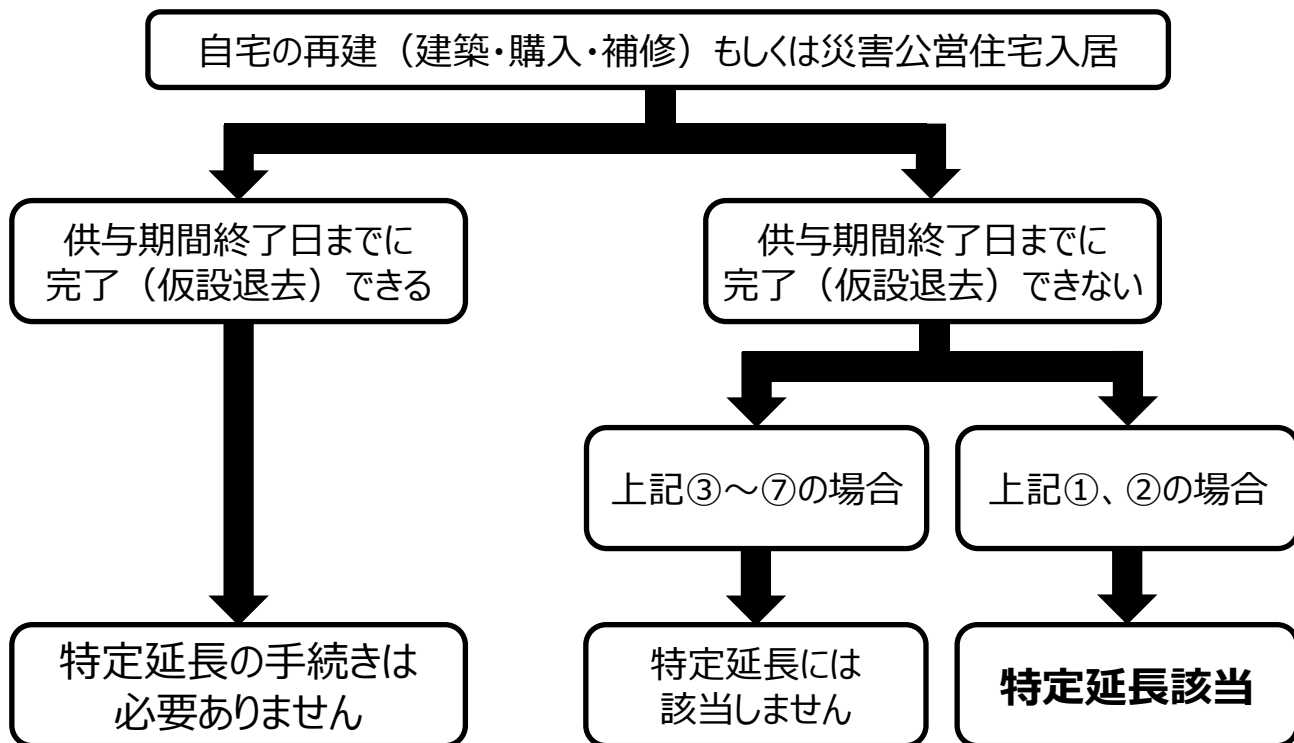
### ●特定延長が認められる場合

- ① 防災集団移転促進事業、土地区画整理事業など公共事業による自宅の再建先や、入居を希望している災害公営住宅は決まっているものの、工期などの関係から供与期間内に応急仮設住宅を退去できない場合。
- ② 自宅の再建（マンション購入、施設入所等を含む。）を公共事業以外で行う場合であって、再建先と再建時期は決まっているものの、工期などの関係から供与期間内に応急仮設住宅を退去できない場合。

### ●特定延長が認められない場合

- ③ 防災集団移転促進事業、土地区画整理事業など公共事業が完了している、もしくは、公共事業以外で再建を希望しているものの、自身の都合で再建をしていない場合。
- ④ 入居を希望している災害公営住宅の募集が開始されているが、自身の都合で応募していない場合。
- ⑤ 再建先、再建時期が未定の場合。
- ⑥ 被災時の同世帯員で再建が終了しているが、応急仮設住宅に残っている世帯員がいる場合。
- ⑦ 被災された方の転居等で被災されていない世帯員のみで、応急仮設住宅にいる場合。

### ◆特定延長の確認



ご自身が、特定延長に該当するか分からない場合には、町建築住宅課にお問い合わせください。

【お問い合わせ】 町建築住宅課 建築住宅係 ☎0193-82-3111（内線345）